

「京都ビジネス交流フェア 2023」展示会場 装飾及び印刷物等作成・発送業務に関する仕様書

1 委託業務名

「京都ビジネス交流フェア 2023」展示会場装飾及び印刷物等作成・発送業務

2 業務の目的

本業務は令和5年2月16日から2月17日にかけて公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が、京都府総合見本市会館において開催する「京都ビジネス交流フェア 2023」に係る装飾等の一連の業務を行うもの

3 委託期間

委託契約締結の日～令和5年3月17日（金）

4 業務内容

（1）「京都ビジネス交流フェア 2023」に伴う出展会場の設営、会場受付、休憩コーナー等の設置、オープニングセレモニーの実施、会場案内のための看板・装飾の設置並びにこれらに係る工事等一切の業務

※ただし、資材等の搬入、設置は令和5年2月15日午後5時までに完了するものとします。

※本業務には新型コロナウイルス等感染症対策として、次の項目を含むものとします。

- ・スタッフ導線各所における非接触タイプの消毒器の設置
- ・受付における非対面方式での入場手続きが可能な造作の設置
- ・受付におけるサーマルカメラ/モニター及び非接触型体温計の設置
- ・商談ブース等対面箇所における飛沫防止パーテーションの設置（展示ブースを除く）
- ・会場受付等、待機列が発生する箇所における距離の確保を求めるサインの設置
- ・会期初日終了後から2日目開始までの業者による会場内消毒作業
- ・展示会場、式典等における来場者同士のソーシャルディスタンスを十分に確保するためのレイアウトの設置
- ・その他、一般社団法人日本展示会協会が定める感染拡大予防ガイドライン以上の措置

（2）会期終了後（令和5年2月17日午後5時）、速やかに本件に係る搬入物品、資材等の撤去を行い、同日午後7時を目途に原状に復する業務

（3）次の印刷物の作成を行う業務

- ・出展者ガイドブック 6,000部（A4両面1色中綴 全190頁）
- ・案内リーフレット 55,000部（A4巻き三折両面カラー）
- ・ポスター 600部（B2片面カラー）
- ・会場案内図 3,500部（A3両面カラー）

- ・DM発送用透明封筒 25,000部（長3）
- ・出展者証 900枚（ネームカード、イベントパス）
- ・出展者マニュアル 250部
- ・駐車証 200枚
- ・駐車場マップ 1,000枚

（4）次の印刷物の発送を行う業務

- ・出展者証 150枚
- ・駐車証 150枚

（5）出展者ガイドブック作成における、掲載企業との調整を行う業務

（6）出展者の追加装飾及び備品の発注管理を目的としたホームページの作成を行う業務

5 業務に関する指示

会期中に財団または出展者から業務に係る補正等の指示があった場合には、速やかにその指示に従い業務を行うものとします。

6 個人情報の保護

本委託業務を通じて取得した個人情報については、京都府個人情報保護条例に基づき、適正に管理し、取り扱うこととします。

7 再委託の禁止

受託者は、財団の承認を受けずに、再委託をしてはならないこととします。
ただし、協議のうえ財団が必要と認めた場合は再委託を行うことができます。

8 調査等

財団は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができることとします。この場合において、受託者は、これに従わなければならないこととします。

9 成果品の利用及び著作権

- （1）受託者は、業務委託の成果品に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する権利を業務完了、検査合格後に京都産業21に無償譲渡するものとします。
- （2）受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとします。
- （3）受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害が主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとします。

10 瑕疵担保

本業務完了後において、成果品に瑕疵が発見された場合は、財団の指示に従い、必要な処置を受託者の負担において行うものとします。

1.1 損害賠償

受託者は、本業務中に生じた受託者の責めに帰すべき諸事故に対して責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、受託者が一切を処理するものとします。

1.2 資料の貸与

本業務において必要となる資料等は、必要に応じて受託者に貸与します。受託者は借り受けた資料の適正な管理を行うとともに、本業務完了後速やかに返却するものとします。

1.3 特記仕様書

受託者が、企画提案した内容については、本仕様書と併せ、本業務の特記仕様書として取り扱うものとします。

1.4 完了報告及び検査

受託者は、本業務を完了したときは、遅滞なく完了報告書を財団に提出し、財団の検査を受けるものとします。

1.5 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、財団と受託者とが協議して定めるものとします。
- (2) 本業務は財団の委託業務であり、業務の成果については財団に帰属します。